

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。
- (3) 森林整備保全事業計画の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保するとともに、森林再生に向けた財政措置を講じること。
- (4) 国産材利用を推進するための財政措置の拡充を図るとともに、木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、森林環境教育の推進を図ること。

2. 鳥獣被害防止対策の継続

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
また、捕獲する人材の育成及び捕獲技術の向上を図る施設の整備についても財政措置を講じること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、省庁間を超える横断的な体制

を構築するとともに、緊急時や地域の状況に応じた対策が可能となるよう狩猟制度の見直しを行うこと。